

山中湖村子ども読書活動推進実施計画



山中湖村教育委員会

令和3年4月

目 次

第1章 計画策定の背景	1 頁
1 村内小・中学生の読書状況	1 頁
2 山梨県内の状況	1 頁
(1) 公立小・中学生の読書状況	1 頁
(2) 県内の「子ども読書活動推進実施計画」策定状況	2 頁
第2章 計画の基本的な考え方	2 頁
1 計画の目的	2 頁
2 計画の基本的な考え方	3 頁
3 計画の期間	3 頁
第3章 子どもの読書活動推進の取り組み	3 頁
1 保育所における読書活動の推進	3 頁
(1) 意義	3 頁
(2) 取り組み	3 頁
(3) 成果と今後に向けて	4 頁
2 小・中学校における読書活動の推進	4 頁
(1) 意義	4 頁
(2) 取り組み	4 頁
(3) 成果と今後に向けて	5 頁
3 公共図書館における読書活動の推進	6 頁
(1) 意義	6 頁
(2) 取り組み	6 頁
(3) 成果と今後に向けて	7 頁
4 地域における読書活動の推進	7 頁
(1) 意義	7 頁
(2) 今後に向けて	8 頁
参考資料	
【資料1】山中湖村小・中学校図書館における一人あたりの年間貸出冊数	9 頁
【資料2】公共図書館における児童書・ティーンズ図書の年間貸出冊数	9 頁
【資料3】公共図書館における児童書・ティーンズ図書の年代別貸出冊数	10 頁
【資料4】「文部科学省全国学力・学習状況調査結果」(山梨県)	10 頁
【資料5】「子どもの読書活動の推進に関する法律」	11 頁
【資料6】「文字・活字文化振興法」	12 頁

第1章 計画策定の背景

1 村内小・中学生の読書状況

村内には現在、小学校2校、中学校1校があります。学校図書館における過去5年間（システム交換のためデータの残らない平成28年度を除く、平成26～令和元年度分）の一人あたりの年間貸出冊数をみてみると（【資料1】）、各年ともに学年が上がるにつれて貸出冊数が減っていることがわかります。

小学校低学年と中学校3年生を比較した場合特に顕著であり、いずれの年も減少率は10分の1を超えています。理由としては、学年が上がるにつれ学校での学習時間の増加や家庭学習、クラブ活動や習い事に費やす時間が増えることが考えられます。ただし、あくまでもこの数値は学校図書館での貸出冊数に限ったものであり、借り受けずにその都度館内で読む場合や、自宅等で学校図書館の蔵書以外を読んでいる場合も当然考えられます。したがって、一概に貸出冊数の減少を読書量の減少、いわゆる「読書離れ」と結びつけることはできません。

その一つのあらわれとして、同じく【資料1】について記録年ごとにみた場合に、緩やかではありますが全学年をとおして増加傾向にあることがわかります。全国的な少子化の問題は、本村においても無縁ではありません。そうした社会状況にありながらも、貸出冊数自体は増加傾向にあります。

一方で、公共図書館における過去5年間（平成27～令和元年度分）の児童書・ティーンズ図書の貸出状況をみると（【資料2】）、全体的には減少及び横這い傾向にあります。また年代別の貸出数についても（【資料3】）、過去5年間で「7～12歳（小学生の年齢に該当）」と「13～15歳（中学生の年齢に該当）」が減少しています。公立図書館にみられるこうした貸出状況の背景には、前述した児童・生徒たちの一種の多忙化に加え、図書館が学校から離れており、一人での来館が困難な利用しづらい立地にあるということも少なからず考えられます。

現在、村内には書店がありません。そのため学校図書館及び公共図書館は、子どもたちと本（読書活動）とを結びつける最も身近な存在となっています。それらの効果的な利活用を図り、子どもたちの読書活動を進めていくことが必要です。

2 山梨県内の状況

(1) 公立小・中学生の読書状況

文部科学省による平成28～令和元年度の「全国学力・学習状況調査」のうち、山梨県内の公立小・中学校に通う児童・生徒を対象とした不読率の回答結果によれば（【資料4】）、両者とも年を追うごとに僅かではあるが改善傾向にあるものの、目立った改善とまでは至っていないのが現状です。

県では「新やまなしの教育振興プラン」（平成26～30年度）の基本方針において、「豊かな心と自己実現を図る力を育成」することを目標に、「読書活動の充実」として、①読書活動を取り入れた授業等の実施、②読書活動をより活発にするための取組、③学校図書館の計画的な整備、④学校図書館相互や公立図書館との連携・交流、⑤県立図書館の活用、を具体的施策として掲げています。

(2) 県内の「子ども読書活動推進実施計画」策定状況

後述するように、全国の都道府県をはじめ、市町村単位で「子ども読書活動推進実施計画」の策定が進められています。県内 27 市町村における令和 3 年 2 月時点での策定状況は、以下のとおりです。

策定済み：12 市 5 町 1 村	甲府市、富士吉田市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、大月市、都留市、市川三郷町、昭和町、富士河口湖町、身延町、南部町、丹波山村
策定中：1 市 1 町 1 村	上野原市、富士川町、山中湖村
検討中：1 村	鳴沢村
策定せず：2 町 3 村	早川町、西桂町、忍野村、小菅村、道志村

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

山中湖村子ども読書活動推進実施計画は、政府の「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号、【資料 5】、以下、「法律」という）に基づき策定するものです。

法律ではその目的を「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする」と定め（第 1 条）、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第 4 条）と規定しています。

市町村についても、政府及び都道府県が策定する「子ども読書活動推進計画」を基にしつつ、「当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（中略）を策定するよう努めなければならない」（第 9 条 2 項）とされています。あわせて、「国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする」（第 7 条）とあります。

また、「文字・活字文化振興法」（平成 17 年法律第 91 号、【資料 6】）においても、言語力の涵養として学校教育における図書館の必要性や図書資料の充実が求められています（第 8 条）。

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（法律第 2 条）です。山中湖村の子どもたちが、幼少期から本に触れ、読書の楽しみや知る喜びを継続的に経験できるように、家庭や地域、図書館や学校などが一体となり、子どもの読書活動を推進することを目的とします。

子どもたちと日常的に関わる保育所、学校、学校図書館、公共図書館等にあっては、認識を共有し、互いの果たすべき役割を理解した上で、その達成に専念します。

2 計画の基本的な考え方

子どもの読書習慣は、幼い時からの継続的な積み重ねにより確立されるものです。そのためには、それぞれの発達段階に適した指導と支援が必要です。また、保育所から小学校、小学校から中学校へとといったように、子どもたちの生活・就学環境が大きく変化する際にも、各施設や機関どうしが連携し、円滑な支援体制を整えておくことが大切です。

そして、子どもの成長にとって最も重要な家庭生活においても、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる」（法律第2条）ように、理解を促し、必要な支援を行っていく必要があります。

こうした基本的な考え方の実践として本村では、保育所、小・中学校及び学校図書館、公共図書館、地域ごとに役割に基づく諸活動への取り組みをとおして、子どもたちの読書活動の推進を図ります。

3 計画の期間

県や県内の他自治体の例を参考に、令和3～令和7年度までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢や政府、県等の動向を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

第3章 子どもの読書活動推進の取り組み

1 保育所における読書活動の推進

(1) 意義

この時期の子どもたちは、様々な人との出会いや関わりによって著しく成長していきます。子どもが自分の気持ちなどを表現したり、相手の話をよく聞こうとしたり、周りの人と心を通わせようとするときに必要なのが、言葉です。

子どもは絵本のなかで、多くの言葉と出会うことができます。それらの言葉を繰り返し発し、使ってみることで、言葉による伝え合いを楽しむ気持ちが生まれます。また、絵本に登場するものに感情移入したり、お話の展開を楽しんだり、想像力を膨らませながら豊かに生きる力を身に付けていきます。

保育所では、絵本や物語に親しむ環境をつくることは、子どもの言葉への感覚や感受性を育てるのに必要不可欠という考えのもと、読書活動を展開しています。

(2) 取り組み

村内二つの保育所では、以下の取り組みを行っており、今後も継続していきます。

- 村内にある民間図書館「森の絵本館」による絵本の読み聞かせ（毎月1回）
- 絵本コーナーの設置
 - …絵本の紹介文やポップの掲示／園児への絵本の貸出（保育所所蔵分）
- 公共図書館との連携
 - …毎月、公共図書館からお薦めの絵本を借り受け展示（貸出は不可）

- 「保育園だより」へのお薦め絵本の紹介文（保育士作成）の掲載
- 保育士や保護者研修会において絵本について学ぶ機会を設ける（年度による）
- 常時活動としての保育士による絵本の読み聞かせ

（3）成果と今後に向けて

子どもたちは読み聞かせを通して、移り行く季節や行事への興味を持ち、やさしさや勇気の大切さを感じ、生活のきまりを知り、充実した時間を過ごしています。

絵本コーナーには、保育士が選定した絵本や公共図書館がお薦めする絵本が並んでいます。送り迎えの僅かな時間ですが、椅子に座り子どもと一緒に絵本をながめたり、保育士や図書館の職員が作成した紹介文を読んだりするなど、園児・保護者が絵本に関わることのできる貴重な場となっています。

絵本は借りることができるため、保護者が家庭で読み聞かせを行ったり、絵本を通してコミュニケーションをとったりと、家庭でも活用されています。保護者が率先して読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだり、子どものために図書館で本を借りたり、読書環境は家庭ごとに様々です。保育所では、子どもたちが基本的な読書習慣を身につけられるように、これからも様々な機会を活用して働きかけていきたいと考えます。

2 小・中学校における読書活動の推進

（1）意義

めまぐるしい変化を続ける時代を担う子どもたちに必要なのは、基礎的な知識や学力だけではなく、それらを活用して様々な課題に対応できる資質です。教科指導では、子どもたちに主体的な学習態度、思考力や情報活用能力を育むことが重視されはじめました。それを享受するためには、子ども自身が十分な言葉の力を持っていることが欠かせません。言葉や文を理解できる力を培うものは、継続的な読書習慣です。

また、読書は子どもたちの人生を豊かにします。一般的な傾向として、小学生では文字で表された情景をイメージしたり、自分の考えと比較したり、本の良さを味わうことができますようになります。中学生になると、共感や感動できる本も選んで読めるようになり、自分の将来に読書を役立てようとしています。子どもたちが生涯に渡る読書習慣を身につけるために、小・中学校ではそれぞれの発達段階に適した読書活動を展開していくことが必要です。

（2）取り組み

村内の小・中学校3校では、以下の取り組みを行っており、今後も継続していきます。

- 朝の読書タイムの導入
- ボランティアによる読み聞かせ
- 講師を招いた読み聞かせと朗読指導
- 家読（家で家族と一緒に本を読む活動）
 - …読んだ本の記録をファイルにまとめ掲示／感想を校内放送で発表
- 「図書だより」の発行

○必読書リストの設定と活用

…教科書掲載図書や県立図書館選定図書などを中心としたリストを配布し、楽しみながら読書に取り組む

○各教科

…国語科、美術科、道徳科、総合的な学習の時間、学級活動等、各教科での利用と読書指導／読書感想文コンクールへの応募

○図書委員会（児童・生徒）の活動

…読み聞かせ、ポスター作製や展示、クイズやビンゴなど、子どもから子どもに発信する読書推進

○先生の読み聞かせやお薦め本紹介ポスターの掲示

○公共図書館との連携

…公共図書館共通知りでの発行／公共図書館お薦め図書の出張貸出／調べ学習用図書の貸出

○学校間の連携

…蔵書点検など図書の整理や配架作業の協力／各研修内容の共有／子どもの読書傾向についての情報交換

○小学校入学時に行うブックプレゼントの選定

（3）成果と今後に向けて

「朝の読書タイム」は、子どもたちが読書に親しむための大切な時間として、学校生活のなかに位置付けられています。各教科においても調べ学習や鑑賞、読書指導など、図書館が活用されています。

ボランティアや外部講師による読み聞かせでは、名作やロングセラーなども読んでいただき、子どもたちの読書の幅を広げています。学校図書館でも、「子どもたちに読ませたい本のリスト」を作成し、色々な本に興味を持ってもらえるように活用しています。また、県教育委員会の「家読プロジェクト」にも積極的に取り組み、小学校では特色ある活動を毎年継続しています。

「教職員から子どもたちへ」本をすすめる活動の他に、「子どもたちから子どもたちへ」という活動も行っています。子どもたちは伝え方を工夫し、楽しみながら取り組んでいます。

調べ学習用の本の種類や数が必要なときに、公共図書館から本を借りています。学校図書館にはない本を活用することで、子どもたちは新たな発見をします。公共図書館と学校図書館は、相互貸借だけでなく、効果的な本の展示方法、選書についても情報共有の機会を設けています。

このように、小・中学校では、学校図書館を中心に様々な読書活動を展開しています。今後も学校全体で、図書館利用教育の重要性を再確認し、読書環境の整備と適切な支援を進めていきたいと考えます。

3 公共図書館における読書活動の推進

(1) 意義

図書館は子どもと読書を結びつけ、子どもが本に親しむきっかけとなる場所であり、読書への関心を高め、読書の楽しさを体験できる場所です。

また、子どもたち一人ひとりが自分の読みたい本をたくさんの図書のなかから自由に選んだり、様々なイベントに参加したりすることにより、豊かな創造性や読解力を身に着ける上で大きな役割を担い、読書推進活動の中核となるのが図書館です。

(2) 取り組み

図書館では、子どもの成長段階にあわせ、以下の取り組みを行っており、今後も継続していきます。

【幼児対象】

○ブックスタート事業

…4 か月検診時にすべての赤ちゃんにブックスタートキット（絵本など）を手渡すとともに、図書館の紹介やお薦めの絵本を紹介

○保育所への絵本の貸出及び紙芝居や読み聞かせの実施

○季節のイベント（ハロウィン、クリスマス等）に合わせた読書クイズ

○絵本コーナー壁面ディスプレイ（毎月の行事に合わせて）

○子ども読書週間の特集展示、貸出

○絵本コーナー付近への育児書コーナーの設置

【小学生対象】

○小学校との連携

…小学校入学時、新1年生に利用登録カードを作成しプレゼント／小学3年生の社会科見学时に利用の説明／「夏休みの友」「青少年読書感想文全国コンクール」課題図書の展示／小学校2校への団体定期貸出（年3回／各回50冊）／情報交換会の開催／読書案内リーフレット「友読」の編集、作成／授業用図書の団体貸出（随時）

○村内在住舞台俳優による朗読指導・読み聞かせ

○山梨県公共図書館協会「子どもにすすめたい本」の展示

○児童書コーナーでの季節展示

○福BOOK事業

…福袋のようにテーマに沿った図書を選定して袋に入れ貸出。

○子ども読書週間の特集展示

○小学生向け富士山資料の収集・展示

【中学生対象】

○中学校との連携

…「青少年読書感想文全国コンクール」課題図書展示／中学生職場体験受け入れ／情報交換会の開催／読書案内リーフレット「友読」の編集、作成／授業用図書の団体貸出（随時）

○村内在住舞台俳優による朗読指導・読み聞かせ

○ティーンズコーナーの設置

○山梨県公共図書館協会「子どもにすすめたい本」展示

○ジュニア選書ツアーの実施

【その他】

○山梨県公共図書館協会との連携

…児童奉仕研究部会への定期参加と研修受講／ブロックごとの活動／各種調査への回答／
「子どもにすすめたい本」の推薦

○村立文学館との連携

(3) 成果と今後に向けて

様々な社会環境の変化は、当然のことながら子どもたちの生活環境にも変化を与えています。パソコンやスマートホンなど、本以外による情報収集手段の普及や、一人ひとりの趣味の多様化と多忙な日常、大人の読書習慣の低下など、日常生活の中での読書習慣の低下が懸念されます。公共図書館としては、地域の読書活動の拠点として、積極的に児童書（図書・絵本・紙芝居等）を揃え、子どもたちの読書環境の整備を推進し、以下の充実に努めます。

○蔵書全体の35%を目標に児童書を収集し、魅力ある資料を提供します。

○子どもたちの発達段階に応じた読書活動支援の充実に努めます。

○利用の少ないティーンズ世代に向けた新しい取り組みを始めます。

○中学生を対象としたイベントを開催し、利用促進を図ります。

○季節や話題に合わせた展示の充実に努めます。

○子どもたち・保護者・学校等の要望を反映し、魅力ある館内環境をつくり、子どもたちが多くの本と出会える機会を提供します。

○子どもたちが利用しやすい環境づくりに配慮します。

○行政との連携により、積極的に郷土資料の収集に努め、地元の魅力を伝えていきます。

○保育所・小学校・中学校との一層の連携を図ります。

○研修会への参加等による職員のスキルアップを図ります。

○読書案内・レファレンスに力を入れます。

○外国語の資料を充実させます。

○ボランティアの協力により、他言語によるお話会などを開催します。

○今までの取り組みの継続的な実施にあたり、一層の充実に努めます。

○保護者への図書館利用促進を通して、家族での利用のきっかけを作ります。

○図書館見学の機会に、本の魅力・図書館の使い方や楽しさを伝えます。

4 地域における読書活動の推進

(1) 意義

政府の中央教育審議会初等中等教育分科会がまとめた「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」において、地域の教育力の充実が一層重要視されています。

地域の大人が自ら読書に親しみ、子どもの読書活動についての理解と関心を深めてもらえるよ

うな働きかけが必要です。その際、子どもたちにとってもっとも身近な大人との触れ合いの場である家庭の役割は、読書機会の創出と習慣化の面で重要になってきます。

(2) 今後に向けて

新型コロナウイルスの流行により自粛生活を余儀なくされるなかで、改めて読書の魅力や意義を再認識した人も多いのではないのでしょうか。子どもの読書意欲を高めるための一つに、楽しく読書をする大人の姿が効果的であると言われてしています。

地域における新たな取り組みとして、公共図書館の除籍本等の利活用と読書機会の創出を目的とした事業の実施を検討しています。

①「ブックリサイクル市」の開催

保存期間が切れた本や、改訂版に買い替えられた本など、除籍方針に基づいて除籍された本の有効活用を目的に、公共図書館では除籍本の無償配布を行っています。

今後、この活動をさらに普及・浸透させるために、全国読書週間にあわせて公民館を会場に、「ブックリサイクル市」の開催を目指します。普段は図書館を利用しない方や、利用したくてもできない方にも多くの本を手にとっていただき、読書機会の創出を図ります。

②「山中湖まちなか図書館」(仮称) 事業の開始

そのほかにも、将来的に「山中湖まちなか図書館」(仮称) 事業の開始を検討しています。本事業は、村内の公共施設に加えて民間店舗にもご協力いただき、独自の本棚を設置するというものです。

例えば、イタリア料理店であればイタリア料理はもちろん、イタリアを舞台にした小説や地誌、あるいは使う食材に関する本を。金融機関であれば、お金や経済・経営に関する本を、といったように、本棚の設置先と関係したジャンルの本を配架し、待ち時間や休憩時間などに誰でも自由に手にとっていただけます。

「普段から図書館は利用しないけれども、そのお店は利用する」、あるいは「観光で山中湖を訪れた」、そういった方々にも本に触れ、読書を楽しんでいただく機会の提供を目指します。

これらの事業の利用をとおして、読書活動を家庭内に取り入れ、本が身近にある暮らしの創出を図ります。

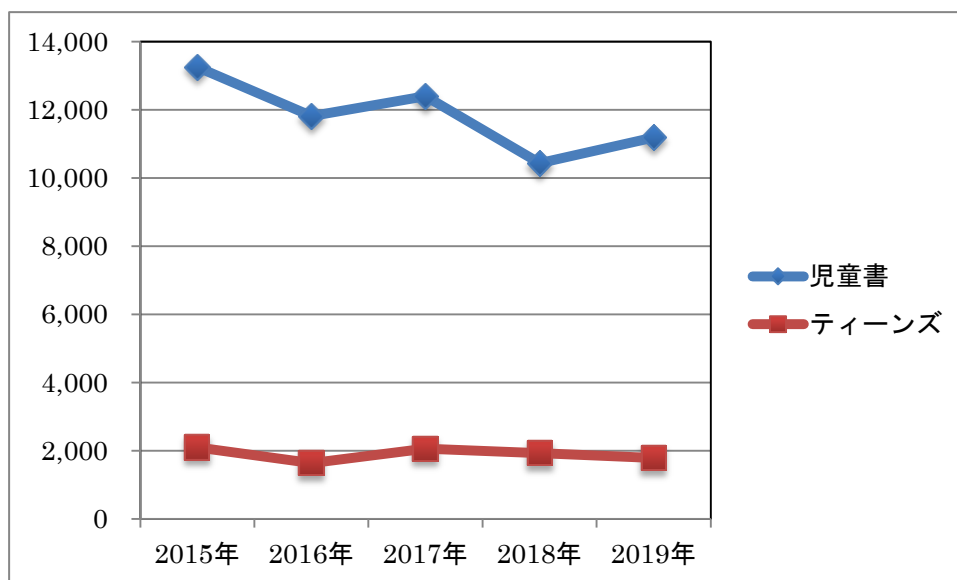
子どもたちのよりよい読書活動環境の整備のため、家庭、地域、村内関係組織・機関をはじめ、山梨県立図書館子ども読書センター等とも連携しながら推進していきます。

参考資料

【資料 1】 山中湖村小・中学校図書館における一人あたりの年間貸出冊数

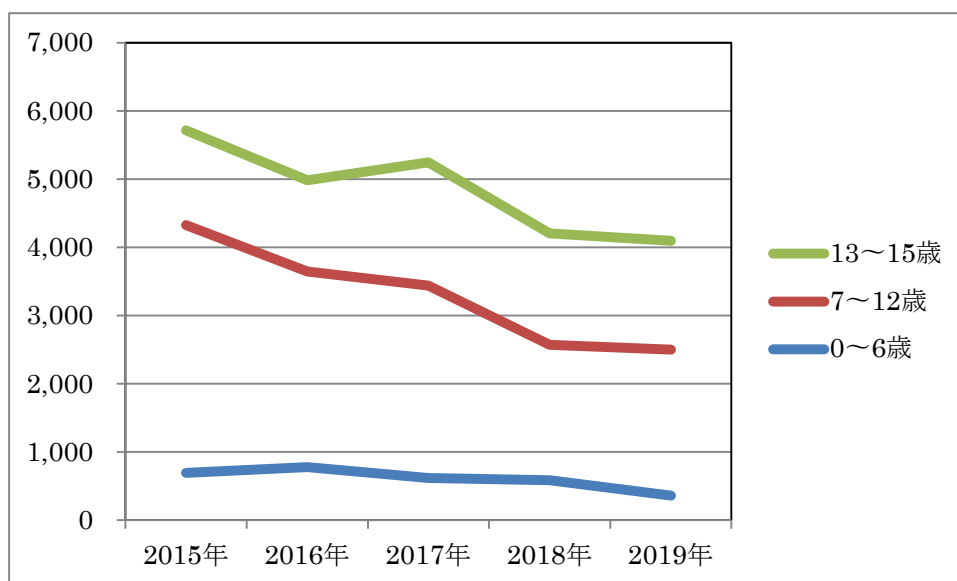
年度	小低学年	小中学年	小高学年	中学 1 年	中学 2 年	中学 3 年
平成 31 年度	94.1	68.9	47.3	13.6	12.6	7.7
平成 30 年度	99.3	79.0	62.3	14.3	12.0	4.9
平成 29 年度	104.9	70.1	58.0	7.4	4.7	4.1
平成 28 年度	—	—	—	—	—	—
平成 27 年度	56.5	73.4	51.1	16.2	16.2	4.5
平成 26 年度	55.6	65.3	40.1	11.5	5.0	5.0

【資料 2】 公共図書館における児童書・ティーンズ図書の年間貸出冊数



(貸出冊数には家族が借りた児童書も含む)

【資料 3】 公共図書館における児童書・ティーンズ図書の年代別貸出冊数



【資料 4】 文部科学省「全国学力・学習状況調査」結果

山梨県 不読率の推移 (小学生)

年度	生徒数 (人)	学校数 (校)	不読率 (%)
平成 31 年度	6,413	166	15.6 %
平成 30 年度	6,608	170	15.7 %
平成 29 年度	6,689	171	19.0 %
平成 28 年度	6,924	174	17.5 %

山梨県 不読率の推移 (中学生)

年度	生徒数 (人)	学校数 (校)	不読率 (%)
平成 31 年度	6,408	85	27.4 %
平成 30 年度	6,700	84	27.2 %
平成 29 年度	6,897	84	28.4 %
平成 28 年度	7,111	82	32.3 %

【資料5】「子どもの読書活動の推進に関する法律」

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料 6】「文字・活字文化振興法」

文字・活字文化振興法

（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的

な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。